

## 介護報酬算定構造のイメージ

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、介護報酬の算定構造イメージを作成したものであるが、具体的な内容については今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性があり得るものである。

# 介護サービス

## I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

## II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

## III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造



- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

### [脚注]

・今回改正部分は、とする。(ただし、療養病床から転換した介護老人保健施設のみ算定可能な部分については、とする。)

9 短期入所療養介護費  
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	
		移動を行う職員等の勤務多量となる場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超過する場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の職員が基準に満たない場合	貸物のユニットがリーダーユニットに配置していない本ユニットケアにおける体制が未整備である場合	リハビリテーション機能強化加算	
						認知症ケア加算	
						利用者に対して返遊を行う場合	
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	【一】 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的介護課 ( 558 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+30単位	+76単位
		課介護1 ( 732 単位)					
		課介護2 ( 781 単位)					
		課介護3 ( 834 単位)					
		課介護4 ( 888 単位)					
	【二】 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的介護課 ( 617 単位)					
		課介護1 ( 831 単位)					
		課介護2 ( 880 単位)					
		課介護3 ( 933 単位)					
		課介護4 ( 987 単位)					
	【三】 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室から転換・看護職員常時配置>	経過的介護課 ( 〇〇 単位)					
		課介護1 ( 〇〇 単位)					
		課介護2 ( 〇〇 単位)					
		課介護3 ( 〇〇 単位)					
		課介護4 ( 〇〇 単位)					
【四】 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室から転換・看護職員常時配置>	経過的介護課 ( 〇〇 単位)						
	課介護1 ( 〇〇 単位)						
	課介護2 ( 〇〇 単位)						
	課介護3 ( 〇〇 単位)						
	課介護4 ( 〇〇 単位)						
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	【一】 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的介護課 ( 624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+30単位	片道につき +184単位
		課介護1 ( 834 単位)					
		課介護2 ( 883 単位)					
		課介護3 ( 936 単位)					
		課介護4 ( 990 単位)					
	【二】 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	経過的介護課 ( 624 単位)					
		課介護1 ( 834 単位)					
		課介護2 ( 883 単位)					
		課介護3 ( 936 単位)					
		課介護4 ( 990 単位)					
	【三】 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室から転換・看護職員常時配置>	経過的介護課 ( 〇〇 単位)					
		課介護1 ( 〇〇 単位)					
		課介護2 ( 〇〇 単位)					
		課介護3 ( 〇〇 単位)					
		課介護4 ( 〇〇 単位)					
【四】 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室から転換・看護職員常時配置>	経過的介護課 ( 〇〇 単位)						
	課介護1 ( 〇〇 単位)						
	課介護2 ( 〇〇 単位)						
	課介護3 ( 〇〇 単位)						
	課介護4 ( 〇〇 単位)						
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)							
生 特定療養費							
注 療養費特別増額加算							
(4) 栄養管理加算		(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)					
		(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)					
(5) 療養費加算		(1日につき 23単位を加算)					
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算		(1日につき 50単位を加算)					
(7) 緊急時治療費		(1) 緊急時治療管理費 (1月1日3日を限度に、1日につき500単位を算定)					
		(2) 特定治療					

※ 緊急時治療等と特定治療は、特定療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の複合を行う。

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分	注		注		注		注		注		注																																												
	医師の勤務条件等を満たさない場合	診療の内容及び入院患者の数が当該病院の定員を超過する場合は、又は	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合																																											
(1) 病院療養病棟短期入所療養介護費(7日につき)	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1) (従来型個室) 経過的要介護 (534 単位) 要介護1 (701 単位) 要介護2 (811 単位) 要介護3 (1,049 単位) 要介護4 (1,507 単位) 要介護5 (1,241 単位)	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2) (多床室) 経過的要介護 (612 単位) 要介護1 (832 単位) 要介護2 (942 単位) 要介護3 (1,180 単位) 要介護4 (1,281 単位) 要介護5 (1,372 単位)																																																					
													(2) 病院療養病棟短期入所療養介護費(7日につき)	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1) (従来型個室) 経過的要介護 (498 単位) 要介護1 (641 単位) 要介護2 (750 単位) 要介護3 (910 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,108 単位)	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2) (多床室) 経過的要介護 (582 単位) 要介護1 (772 単位) 要介護2 (881 単位) 要介護3 (1,041 単位) 要介護4 (1,197 単位) 要介護5 (1,239 単位)																																								
																										(3) 病院療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1) (従来型個室) 経過的要介護 (473 単位) 要介護1 (611 単位) 要介護2 (722 単位) 要介護3 (873 単位) 要介護4 (1,030 単位) 要介護5 (1,077 単位)	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2) (多床室) 経過的要介護 (567 単位) 要介護1 (742 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (1,004 単位) 要介護4 (1,161 単位) 要介護5 (1,202 単位)																											
																																							(4) ユニット型病院療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	a ユニット型病院療養病棟短期入所療養介護費(1) (ユニット個室) 経過的要介護 (100 単位) 要介護1 (100 単位) 要介護2 (100 単位) 要介護3 (100 単位) 要介護4 (100 単位) 要介護5 (100 単位)	b ユニット型病院療養病棟短期入所療養介護費(2) (多床室) 経過的要介護 (100 単位) 要介護1 (100 単位) 要介護2 (100 単位) 要介護3 (100 単位) 要介護4 (100 単位) 要介護5 (100 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100			
																																																					(5) 特定病院療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	経過的要介護 (625 単位) 要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,375 単位)	経過的要介護 (625 単位) 要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,375 単位)
(6) 療養介護費	経過的要介護 (625 単位) 要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,375 単位)	経過的要介護 (625 単位) 要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,375 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100																																											
													(7) 療養介護費	経過的要介護 (625 単位) 要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,375 単位)	経過的要介護 (625 単位) 要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,375 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100																														
																										(8) 緊急短期入所ネットワーク加算	経過的要介護 (625 単位) 要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,375 単位)	経過的要介護 (625 単位) 要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,375 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100																	
																																							(9) 特定診療費	経過的要介護 (625 単位) 要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,375 単位)	経過的要介護 (625 単位) 要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,375 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100			

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算 廊下幅が設備基準を満たさない場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) <従来型個室> 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所療養病床短期入所療養介護費 (i)	経過的要介護 ( 517 単位)	×70/100	診療所療養病床療養環境減算 ——60単位 診療所療養病床設備基準減算 ——60単位	片道につき +184単位
		要介護1 ( 682 単位)				
		要介護2 ( 734 単位)				
		要介護3 ( 786 単位)				
		要介護4 ( 837 単位)				
		要介護5 ( 889 単位)				
		経過的要介護 ( 601 単位)				
		要介護1 ( 813 単位)				
		要介護2 ( 865 単位)				
		要介護3 ( 917 単位)				
	要介護4 ( 968 単位)					
	要介護5 ( 1,020 単位)					
	(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) 看護・介護<3:1>	b. 診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii)	経過的要介護 ( 447 単位)			
		要介護1 ( 592 単位)				
		要介護2 ( 638 単位)				
		要介護3 ( 684 単位)				
		要介護4 ( 730 単位)				
		要介護5 ( 776 単位)				
		経過的要介護 ( 536 単位)				
		要介護1 ( 723 単位)				
要介護2 ( 769 単位)						
要介護3 ( 815 単位)						
要介護4 ( 861 単位)						
要介護5 ( 907 単位)						
(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	経過的要介護 ( 608 単位)	×97/100			
		要介護1 ( 816 単位)				
		要介護2 ( 868 単位)				
		要介護3 ( 920 単位)				
		要介護4 ( 971 単位)				
	要介護5 ( 1,023 単位)					
	(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型準個室>	経過的要介護 ( 608 単位)				
		要介護1 ( 816 単位)				
		要介護2 ( 868 単位)				
		要介護3 ( 920 単位)				
要介護4 ( 971 単位)						
要介護5 ( 1,023 単位)						
(3) 特定診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	( 760 単位)					
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)					
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)					
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)					
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)					
(7) 特定診療費						

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

2 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			夜間を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入居者の数が 入所定員を超 える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は介 護支援専門員の 員数が基準に満 たない場合	定数のユニットワ ーカーをユニット毎に 配置していない等 ユニットケアにおけ る体制が整備され ない場合	リハビリテーショ ンマネジメント 加算	短期集中リハビ テーション実 施加算	認知症短期集 中リハビリテ ーション実施加 算	認知症ケア加 算
イ 介護保健施設サービス (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 (702単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +25単位	1日につき +60単位	1日につき (入所日から3 月以内、1週間 に3回を限度)	1日につき +76単位
		要介護2 (751単位)								
		要介護3 (804単位)								
		要介護4 (858単位)								
		要介護5 (911単位)								
	(2) 介護保健施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 (781単位)								
		要介護2 (832単位)								
		要介護3 (883単位)								
		要介護4 (937単位)								
		要介護5 (990単位)								
	(3) 介護保健施設サービス費(3) <療養病棟から転送 看護ユニット体制>	要介護1 (700単位)								
		要介護2 (750単位)								
要介護3 (800単位)										
要介護4 (850単位)										
要介護5 (900単位)										
(4) 介護保健施設サービス費(4) <療養病棟から転送 看護ユニット体制>	要介護1 (700単位)									
	要介護2 (750単位)									
	要介護3 (800単位)									
	要介護4 (850単位)									
	要介護5 (900単位)									
ロ ユニオン型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニオン型介護保健施設サービス費(1) <ユニオン型個室>	要介護1 (784単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +25単位	1日につき +60単位	1日につき (入所日から3 月以内、1週間 に3回を限度)	1日につき +76単位
		要介護2 (833単位)								
		要介護3 (886単位)								
		要介護4 (940単位)								
		要介護5 (993単位)								
	(2) ユニオン型介護保健施設サービス費(2) <ユニオン型個室 看護職員体制>	要介護1 (700単位)								
		要介護2 (750単位)								
		要介護3 (800単位)								
		要介護4 (850単位)								
		要介護5 (900単位)								
(3) ユニオン型介護保健施設サービス費(3) <療養病棟から転送 看護ユニット体制>	要介護1 (700単位)									
	要介護2 (750単位)									
	要介護3 (800単位)									
	要介護4 (850単位)									
	要介護5 (900単位)									
注 身体拘束防止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)										
注 外泊時費用			入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定							
注 执行的通所サービス費			入所者に対して居室における执行的通所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定							
注 タッチパネル加算 (1日につき 00単位を加算)										
注 特定看護員										
注 療養体制維持特別加算										
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)										
ニ 通所診療 加算	(1) 通所診療加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	(一) 通所診療加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)								
		(二) 通所診療加算 (400単位)								
		(三) 通所診療加算 (500単位)								
		(四) 通所診療加算 (500単位)								
		(2) 老人科看護加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)								
ホ 栄養管理 体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)									
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)									
ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)										
ト 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)										
チ 経口維持加算(1日につき)			(1) 経口維持加算(1) (28単位) (2) 経口維持加算(2) (5単位)							
リ 看護加算 (1日につき 23単位を加算)										
ニ 在宅看護支援加算 (1日につき 10単位を加算)										
ル 緊急時 診療加算	(1) 緊急時診療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)									
	(2) 特定治療									

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーションマネジメント加算、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
 ※ 小規模介護老人保健施設における介護給付の180日の算定日数上限を撤廃することから、現行「小規模介護保健施設サービス費」は廃止。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分	注					注		注		注		
	夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	入院患者の立 が入院患者の 定員を超える 場合	看護・介護職 員の員数が基 準を満たさない 場合	介護支援専門 員の員数が基 準を満たさない 場合	看護職員が定員 に定められた管 理職員の員数 に20/100を乗 じて算出された 場合	前掲の医師補 償計画を算出 した上で、定額 の数が算出され た50/100を乗 じて算出された 場合	同定の医師補 償計画を算出 した上で、定額 の数が算出され た50/100を乗 じて算出された 場合	余剰のユニット リーダーモニ トラーに配置 していない等ユ ニットが7に對 する配置が不足 している場合	施設基準等の うち、看護士 の配置基準に 関係する事項 が満たされていない 場合	医師の配置に ついて医療法 施行規則第49 条の規定が適 用されている場 合	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による加 算	
(1) 看護型介護療養施設サービス費 (1日につき)	a 看護型介護療養施設サービス費(1) (従来型個室)	療養介護1 ( 571 単位)										
		療養介護2 ( 781 単位)										
		療養介護3 ( 1,019 単位)										
		療養介護4 ( 1,120 単位)										
		療養介護5 ( 1,211 単位)										
	b 看護型介護療養施設サービス費(2) (多床室)	療養介護1 ( 782 単位)										
		療養介護2 ( 892 単位)										
		療養介護3 ( 1,130 単位)										
		療養介護4 ( 1,231 単位)										
		療養介護5 ( 1,322 単位)										
	c 看護型介護療養施設サービス費(3) (従来型個室)	療養介護1 ( 611 単位)										
		療養介護2 ( 720 単位)										
		療養介護3 ( 880 単位)										
		療養介護4 ( 1,036 単位)										
		療養介護5 ( 1,078 単位)										
d 看護型介護療養施設サービス費(4) (多床室)	療養介護1 ( 831 単位)											
	療養介護2 ( 991 単位)											
	療養介護3 ( 1,147 単位)											
	療養介護4 ( 1,189 単位)											
	療養介護5 ( 1,280 単位)											
e 看護型介護療養施設サービス費(5) (従来型個室)	療養介護1 ( 692 単位)											
	療養介護2 ( 843 単位)											
	療養介護3 ( 1,000 単位)											
	療養介護4 ( 1,041 単位)											
	療養介護5 ( 1,041 単位)											
f 看護型介護療養施設サービス費(6) (多床室)	療養介護1 ( 692 単位)											
	療養介護2 ( 803 単位)											
	療養介護3 ( 964 単位)											
	療養介護4 ( 1,111 単位)											
	療養介護5 ( 1,152 単位)											
(2) 看護型介護療養施設サービス費 (1日につき)	a 看護型介護療養施設サービス費(1) (従来型個室)	療養介護1 ( 600 単位)	×70/100	×70/100								
		療養介護2 ( 700 単位)										
		療養介護3 ( 800 単位)										
		療養介護4 ( 900 単位)										
		療養介護5 ( 1,000 単位)										
	b 看護型介護療養施設サービス費(2) (多床室)	療養介護1 ( 700 単位)										
		療養介護2 ( 800 単位)										
		療養介護3 ( 900 単位)										
		療養介護4 ( 1,000 単位)										
		療養介護5 ( 1,100 単位)										
	c 看護型介護療養施設サービス費(3) (従来型個室)	療養介護1 ( 600 単位)	×70/100									
		療養介護2 ( 700 単位)										
		療養介護3 ( 800 単位)										
		療養介護4 ( 900 単位)										
		療養介護5 ( 1,000 単位)										
d 看護型介護療養施設サービス費(4) (多床室)	療養介護1 ( 700 単位)											
	療養介護2 ( 800 単位)											
	療養介護3 ( 900 単位)											
	療養介護4 ( 1,000 単位)											
	療養介護5 ( 1,100 単位)											
(3) ユニット型看護型介護療養施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型看護型介護療養施設サービス費(1) (ユニット型個室)	療養介護1 ( 785 単位)										
		療養介護2 ( 895 単位)										
		療養介護3 ( 1,133 単位)										
		療養介護4 ( 1,234 単位)										
		療養介護5 ( 1,325 単位)										
	b ユニット型看護型介護療養施設サービス費(2) (ユニット型多床室)	療養介護1 ( 785 単位)										
		療養介護2 ( 895 単位)										
		療養介護3 ( 1,133 単位)										
		療養介護4 ( 1,234 単位)										
		療養介護5 ( 1,325 単位)										
	c ユニット型看護型介護療養施設サービス費(3) (ユニット型多床室)	療養介護1 ( 600 単位)	×67/100									
		療養介護2 ( 700 単位)										
		療養介護3 ( 800 単位)										
		療養介護4 ( 900 単位)										
		療養介護5 ( 1,000 単位)										
d ユニット型看護型介護療養施設サービス費(4) (ユニット型多床室)	療養介護1 ( 700 単位)											
	療養介護2 ( 800 単位)											
	療養介護3 ( 900 単位)											
	療養介護4 ( 1,000 単位)											
	療養介護5 ( 1,100 単位)											
注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)												
	注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日に2,444単位を算定										
	注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月に6日を限度として1日につき800単位を算定 (2)の基本単位に換算)										
	注 総合診療時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定										
	(5) 初期加算 (1日につき 430単位)											
	(6) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a 退院前指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度とし、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合	注 在宅介護支援事業所と退院前の連携し、情報提供とサービス調整を行った場合						
			b 退院時指導加算 (400単位)									
			c 退院時指導提供加算 (500単位)									
			d 退院時指導加算 (500単位)									
			(二) 老人訪問看護指導加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)									
	(7) 受療管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)										
		(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)										
	(8) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)											
	(9) 移住加算 (1日につき 28単位を加算)											
	(10) 経口補液加算(1日につき)	(1) 経口補液加算(1) (28単位)										
(2) 経口補液加算(2) (5単位)												
(11) 栄養加算 (1日につき 23単位を加算)												
(12) 在宅看護支援加算 (1日につき 10単位を加算)												
(13) 特定診療												

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。